

## 大和市条例第1号

大和市情報公開条例及び大和市個人情報保護条例の一部を改正する条例

次に掲げる条例の規定中「第2条第2項」を「第2条第4項」に、「特定独立行政法人」を「行政執行法人」に改める。

- (1) 大和市情報公開条例（平成12年大和市条例第19号）第7条第1号エ
- (2) 大和市個人情報保護条例（平成15年大和市条例第22号）第19条第2号エ

### 附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。